

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷九十二第

行發日一月一十年四和昭

論叢

營業税に於ける累進課税

法學博士

神戸 正雄

平均生産力説について

文學博士

高田 保馬

我國に於ける生命保険業の首唱と先驅

文學博士

三浦 周行

經濟靜學と經濟動學

文學博士

米田庄太郎

說苑

北米合衆國の農業問題

經濟學士

八木芳之助

景氣變動と日本資本主義の成立

經濟學士

谷口 吉彦

明治政府の貸附金

經濟學士

吉川 秀造

雜錄

漁業についての一管見

法學博士

財部 靜治

徳川時代の商人カルテル

經濟學士

菅野和太郎

獨逸信用組合の近狀

經濟學士

楠見 一正

禁漁制度に就て

經濟學士

岡本 清造

新地租法案の税率

經濟學博士

沙見 三郎

近着外國經濟雜誌主要論題

禁漁制度について (三定)

岡本清造

第三 禁漁施設の形態¹⁾

禁漁制度はその目的を實現するために如何なる形態となつて現はれるか。禁漁的施設は基本的には次の四形態に分たれる。即ち先づ採捕の時期に關聯し、二に採捕の場所に關聯し、三に採捕の手段・用具並びに方法に關聯し、四に採捕の對象の大きさに關聯する。

1 禁漁期 (Schonzeit; closed season, closed time)

禁漁期制度の目的は、その存在によつて水族の蕃殖が人間の漁撈活動のために妨害せられざることを期するにある。一定種類の水族は一定の蕃殖時期を有し、従つて一般に水族の蕃殖保護を目的とする禁漁期は水族

1) この項主として下記二者に據る。

A. Buchenberger; Fischerei. (Conrad, Handwörterbuch der Staatswissenschaften.)

Dr. Adam Schwappach; Forstpolitik, Jagd- und Fischereipolitik.

の蕃殖期と相一致する。併し乍ら、禁漁期は必ずしも水族の自然的蕃殖時期と同一時期たるものではなく、長期に亘る禁漁期の制定せらるゝことがある。即ち、荒廢に歸したる漁場の生産性を自然的に又は人爲的に恢復せむとするが如き場合には、該漁場の範圍に限りて、長期に亘る水族採捕の禁制が強制せられる。斯くの如き場合を除きては、禁漁期制度は、水族の年々の蕃殖を確保する手段として、年々の一定期間の漁撈禁止の形態となつて現はれる。これを産卵禁漁期 (Laichschonzeit) 又は年次的禁漁期 (jährliche Schonzeit) とす。産卵禁漁期又は年次的禁漁期の制度には、絶對主義と相對主義と並びに兩者を折衷せる混用主義とがある。

絶對的禁漁制度 (System der absoluten Schonzeit) は、重要な種類の水族の産卵期を總括的に包含する期間 (最も普通には春秋二季に各々一ヶ月間) を規定し、この期間中凡ゆる種類の漁業を決定的に禁止する制度にして、これに對して、相對的又は個別的禁漁期制

度 (System der relativen oder individuellen Schonzeit) は、水族の各種類毎に個別的にその自然的なる産卵期を精細に調査し、その期間中は當該期間に産卵すと認めらるゝ水族につきてのみ漁撈を禁止する制度である。混用主義 (gemischtes System) は前の兩主義を折衷並用する制度にして、普通には春季禁漁期には絶對主義を、秋冬禁漁期には相對主義を採用する。

水族の自然的なる産卵行爲に條件づけらるゝ禁漁期制度の三主義について評價せむとする場合には、その各々について水族の蕃殖保護手段としての價值判斷と、漁業者の利益に及ぼすべき作用に關する判斷となされねばならぬ。又監督その他の行政技術上の難易等も考慮しなければならぬ。

絶對的禁漁期制度、即ち一年間の一定期間凡ゆる種類の漁撈を無條件に停止する制度は、水族の蕃殖保護の上に於ては間然する所なきが如くに見えるが、當該期間がその目的を實現するために精確に決定せられ得べきこと、その目的の成就がこの制度によつて一般

に實現可能なるべきことゝが、この制度成立の前提的
要件をなす。若し禁漁の期間が凡ゆる種類の有用水族
の産卵期を包括するが如き場合には、一見水族の産
卵・蕃殖保全の觀點よりは完全なるものと認めらるゝ
であらうが、併し、斯かる完全性を期する禁漁期間は
必然的に比較的長期に亘るべく、而も長期に亘る凡ゆる
種類の漁業の例外なき休止は、漁業者をして該期間
中彼等の生業を失はしめ、彼等を生活資料獲得活動の
域外に置くものにして、漁業者の利益を無視すること
なしには成立し・維持せられ難き制度である。従つて
漁業者の利益の顧慮より、絶對的禁漁期制度には所謂
中間禁漁期 (mittler Schonzeit) 又は短縮禁漁期 (abge-
kürzte Schonzeit) が導き入れられる。中間禁漁期又は
短縮禁漁期の制度にありても、凡ゆる種類の漁業の例
外なき休止は漁業者の利益を害すること少からず、他
方禁漁期間の短縮は、自由なる水面に於て産卵期と雖
も保護せられざる水族の存する旁ら産卵期にあらざる
に禁漁期を有する水族の存するが如き場合を生じ、た

めに漁業者の利益が無益に害はるゝ結果となる。次に
絶對主義にあつては禁漁期間の正當なる決定も亦困難
である。蓋し、同一水面に於ても單一種類の水族が棲
息するのみにあらずして、多少産卵の時期を異にする
諸種の水族が同時に棲息し、故に多種の有用水族の
産卵期を總括的に含む期間を正確に決定し難き結果
は、やがて相當に長き期間に擴張せられたる禁漁期
(gestreckte Schonzeit) の制定を必要ならしめる。絶
對的禁漁期制度の有する上述の矛盾は、その實際的適
用に當つて幾多の例外を認めざるべからざる必要を生
ぜしめ、相對的禁漁期制度に接近する。絶對的禁漁期
制度の實際的適用に際して、普通に認めらるゝ例外は
大凡次の如きものにして、これによつてこの制度の有
する困難が緩和せられる。²⁾

- (い) 突然大舉集來し瞬時にして退去するが如き水
族に在りては、假令産卵期なりと雖も、特にこ
の種水族の採捕に工夫せられたる漁具を以てす
るその採捕。

(3) 所謂 stille Fischerei 即ち Setznetz, Korben, Angeln を以てする、常設的裝置を有せざる漁業は一定の範圍又は一定の條件の下に於て。

(は) 節度ある鰻漁業。

(に) (は) 釣漁業。

是に於て絶對的禁漁期制度は、漁具・漁法に關聯せる禁漁的施設(後掲)との並用によつて、その内在的矛盾を調和せられる。

相對的禁漁期制度は、凡ゆる種類の水族に對しては、はなく、特別の場合に比較し有用なりと認めらるゝ水族に對して、その各々の産卵期を種類別に精査し、その自然的産卵期に可及的に適合せる時期を以て禁漁期と制め、その期間中は該水族の採捕を禁止する制度である。故にその時期は保護せらるべき水族の種類によりて異り、又禁漁期間の長短も水族の種類毎に異るところあるは明白である。この制度の作用は、規定せられたる期間中は該期間に關係を有する水族に對して漁撈の排除せらるゝ點、若しも偶然に斯かる水族の採捕

せられたるが如き場合には再び水中に放たるべき點、更らに該期間に關係を有せざる他の凡ゆる種類の水族に對しては漁撈が許され、殊に價值小なる水族は周年漁撈することを許さるゝ點にある。但この制度に在りても、一般に産卵期に於てのみ採捕の可能なるが如き種類の水族に對しては禁漁期の適用は除外せられる。

相對主義の利點は、故に、保護せらるべき水族はその産卵期に於て完全に産卵の保護が確保せられ、他方禁漁期に關係なき水族の採捕の許さるゝによつて漁業者の利益の害せらるゝこと甚だ少き點に存する。次にその缺點は、禁漁期に關係なき水族の採捕に當つて保護せらるべき水族の偶然に捕獲せらるゝ場合があり、斯かる場合これを水中に放生すべき要求の漁業者に課せらるゝのみならず、許されたる漁撈に際して保護的水族の産卵の被害可能性を完全に除斥し難き點にある。更らに相對主義の根本的基礎たる水族各種の自然的産卵期の精確なる認識を得ることは容易ではない。

蓋し、各種水族の産卵期は略々知ることを得るが、具體的には自然的條件によつて年々に相違し、従つて制度として固定せる期間が必ずしも年々の具體的なる産卵期と一致するものではない。又區々なる禁漁期の強制は實行上容易に期し難き所である。

禁漁期制度の二主義中いづれを採用するかは、上述の兩者の長短を各々比較するによつてのみ決定せられず、更らに次の二點を考慮することを要する。即ち一は、水界漁業的價値の質的向上若くは維持を期する手段としての兩者の適否、二は、販賣禁止強制との關係に於ける兩者の適否である。

水族各種は必ずしも同一の經濟的價値を有するものにあらず、種類毎に人間有用の度を異にする。水界資源保持の政策は、單に水族の量的保存に關係するのみならず、進んで水族の質的保存並びに向上に關係しなければならぬ。此の點より見て、絶対主義に於ては、水族各種の良否又は有用度如何を問はず一定期間中一切の漁撈を禁止するが故に、禁漁に際してその對象を

選擇することを得ず、従つて禁漁の結果は該期間中水族各種の自然的なる生存競争の作用を擅にし、動もすれば貴重有用なる種類の水族を饑害すべき悪劣不用なる種類の水族の蕃殖を助け、却つて良種を滅却して水界の質的經濟價値を低下する憂なしとせず、これに對して、相對主義に在りては、禁漁すべき水族種類を選擇し得るが故に、斯くの如き慎は之を避くることを得る。

一般に禁漁制度と相並びて、且つ禁漁制度をしてその目的の實現を完全ならしむる手段として、禁漁制度に關係を有する水族の販賣を禁止する販賣禁止(Market Fee)の制度がある。販賣禁止の實行を可能ならしむる點につきては、相對主義は絶対主義に優る。蓋し、絶対主義の下にありては、販賣禁止は、普通に採捕可能標準下の水族(後述)に對してのみ適用が可能なるのみにして、一地域に於て現に販賣せらるゝ水族が、果して禁漁期を有する水面より採捕せられたるか又は禁漁期と關係なき水面より捕獲せられたるかを識

別し難く、禁漁期を有する保護水族につきて販賣禁止の完全なる強行が不可能である。然るに相對主義にありては、禁漁期間中は禁漁水族が何時・如何なる場所でも何人によりて採捕せられたるやに論なく、又その採捕が事實禁漁期に先つてなされ、或は外部より齎らされたるが如き場合に於ても、その販賣は絶對的に禁止せらるゝことゝなり、これによつて禁漁期無視の誘惑は強固なる門を以て閉塞せられる。

上述の禁漁期制度は、水族の産卵蕃殖を保護し以て禁漁制度一般の目的を實現せむとするものであるが、別に水族の産卵期とは獨立に、一定の短期間反復的に漁撈を禁止する制度がある。これを週禁漁期の制度とす。週禁漁期 (Wochenschonzeit) の制度は、毎週一定の時間、例へば、土曜日夕刻より日曜日夕刻までの間、漁撈を一般的に閉鎖する制度にして、その目的は直接に水族の産卵行爲を確保せむとするにはあらずして、水族の自由なる移動を可能ならしむるにある。水族の移動のために自由なる道を開くは、或は水族の産

卵場又は棲息場への移行を可能ならしめ、その産卵蕃殖を確保する効果を有する場合もあるであらうが、その主たる目的は寧ろ、移動的水族をして水界の廣汎なる面積に分布するを得しめ、以て一地域の漁業者のみならず多數漁業者の前に漁業利益享受の機會を開かむとする點にある。

二 禁漁區 (Schonrevier; close-water) 禁漁區制度とは、水族採捕の禁制を採捕の場所に關聯せしめたるものにして、即ち、一定水面區域を限りてその水域に於ける水族の採捕を禁制する制度である。

禁漁區制度の存在は、禁漁期制度の缺陷を補足するに必要である。蓋し、前述せるが如くに禁漁期制度は、その絶對主義に在りては、相當の長期に亘るときは略と水族の産卵蕃殖を保護する觀點よりは間然する所なしと見らるゝが、これがために侵害せらるゝ漁業者の利益は甚大にして、絶對的禁漁期制度の嚴格なる強制は却つて漁業そのものゝ存立を許さざるに至り、他方その相對主義に在りては、漁業者の利益及び漁業

そのもの、侵害せらるゝこと大ならざる點より見れば適當なる水族保護の施設たるが如しと雖も、水族保護の見地よりすれば水族各種の自然的産卵期を精確に識り難く、且つ區々なる禁漁期の強制も亦實行上容易に期し難き所である。茲に於てか、これ等禁漁期に附隨する缺陷を補完する手段として、一定區域を定めて禁漁區と定め、この區域内に於ける漁撈を時期とは無關係に禁制し、以て禁漁制度一般の目的を實現すべき一體の施設が必要となる。

水族の永久的保存を目的とする禁漁區制度に於ては、禁漁區即ち漁業者の自由なる漁業的活動を禁制する場所は、先づ水族の産卵に適したる場所又は仔魚の發育に適したる場所に産卵禁漁區 (Laichschonrevier) が指定せられる。次で特に水族の來聚・棲息に優れたる自然的條件の具備したる場所、或は水族の自由なる移動を扼するが如き場所に於ても漁撈の個人的自由は制限せられ、更らに水界生産性の著しく低下したる場所及び公共的養殖の目的を有する場所も亦禁漁區と定

められる。

禁漁區制度は、その禁漁水域に於ける漁業の種類に對する態度に着眼すれば、絶對主義と相對主義とが區別せられ、相對的禁漁區制度にありても、その漁業規模・漁具漁法に對する態度に着目すれば、一般主義と特殊主義とが區別せられる。絶對的禁漁區制度は禁漁區域内に於ける凡ゆる種類の漁業を永久に又は相當期間中禁制するものにして、これに對して、相對的禁漁區制度は一定種類の漁業に限りて禁制するものである。更らに一般的相對主義は禁漁區域内に於ける一定種類の漁業をその漁具・漁法の性質如何又はその規模の大小如何に關係なく、一般的に禁止するものにして、特別的相對主義は禁漁區域内に於ける一定種類の漁業中特にその漁具・漁法及びその規模を限定して禁止し、特に禁止すと限定せられざる漁具・漁法及び規模を以てする漁業は許さるゝ制度である。水族の産卵及び仔魚の發育に特に適當したる場所には、禁漁期と相並んで絶對的禁漁區(所謂産卵禁漁區)が樹立せらる

べく、又特に水族の來聚棲息に自然的好條件を具備したる場所には、時期とは獨立に、絶對的禁漁區が樹立せらるべく、更らに水界生産性の自然的回復を圖らむとする場合及び公共的水産養殖の場所にその目的の完全なる實現を圖らむとする場合には、その必要に應じて、絶對的禁漁區が指定せられる。

絶對的禁漁區制度は、その區域の廣汎なるに應じて、水族保存の効果を高めるであらうが、斯かる漁場に利害關係を有する漁業者の利益は、これあるがために、その區域の廣狹に従つて侵害せらるゝ結果に陥る惧なしとせず、又一定水面上の絶對的禁漁は、必ずしも保護を必要と認めらるゝ種類の水族の自然的増加を齎らし、該水面の漁業的價値を質的に維持し若くは向上する所以ではない、蓋し、絶對的禁漁期制度について述べたるが如く、絶對的禁漁區制度に於ては保護せらるべき水族の種類を選択すること不可能なるが故に、各種水族川の自然的生存競争の作用を擅ならしめ、良種は劣種のために驅逐滅滅せらるゝ結果を招く

が故である。従つて禁漁區制度に於ても多くの場合絶對主義は相對主義にその地位を譲り、産卵禁漁區・棲息禁漁區又は比較的長期に亘る禁漁の強制せらるゝ禁漁區にありては、相對的一般禁漁區制の指定せられるのが普通である。

一般主義に對して、水族の自由なる移動を扼するが如き場所に於ける採捕禁止は、斯かる移動を著しく害せざる程度に緩められ、特殊主義が成立する。水族の自由なる移動を遮止するは水族の産卵蕃殖を妨ぐる結果を招くが故に、上述の如き場所に於ける禁漁區制定は、水族保護の見地に立つものではあるが、更らに斯かる場所に於ける顧慮なき途中採捕 (Weftang) は、多數漁業者の利益の少數漁業者の壟斷を結果し、漁業者利益の機會均等の原則に反するものであるが故に、斯かる場所に於ける採捕禁制は漁業者利益平均の見地に立つものであると見られる。特殊的禁漁區制度は海洋漁業に於て特に著しく見られる。即ち一定の漁具・漁法を以てする一定規模以上の漁業を一定の海面區域よ

り排除すること、例へば、トロール漁業禁止區域、機船底曳網漁業禁止區域、工船蟹漁業禁止區域等の指定に於て見らるゝが如くである。海洋上の特殊的禁漁區範圍は、漁業の發展に伴つて、漸次沖合に擴大せむとする傾向を有する。特殊的禁漁區制度は、水族保存の單一なる目的にのみ出づるものではなく、寧ろ、禁漁區域に關係を有せざる漁業者をして該區域内に於ける活動の餘地を得しめんとするにある。故に、特殊的禁漁區制はその存在理由を禁漁區に關係ある漁業の性質の中に見出すべく、従つてこの制度に關する研究は、

次項の禁制漁具・漁法の研究に入らねばならぬ。

以上述べたる禁漁區制度はいづれも比較的に固定性を有するものであるが、更らに禁漁區につき特別の制度を見出すことが出来る。遞次的禁漁區制度が即ちこれである。遞次的禁漁區制度は換言すれば比較的廣大なる漁場に於ける輪番採捕制度にして、これによつて廣大なる所積の漁場生産性を保持することを得、而も漁業者の利益を侵害することなきを得る。遞次的禁

漁區制又は輪番採捕制にありては、一漁場を數區に分ち、その一區を以て禁漁區と定め一定期間中漁撈を禁止する旁ら、他の全區を開放し、次で次の一定期間中には他の一區を以て禁漁區と定め、この一區を除く全區を漁撈に開放する方法を順次に反覆する。斯くて禁漁せらるゝ一區に於ては水族の蕃殖は確保せらるゝと同時に然らざる部分は漁撈を許され、漁場全體についてみれば、生産性の恒久的保持と漁業者の利益不侵害とが實現せられ得ることとなる。

三 禁制漁具・漁法、水族の永久的保存と漁業の恒久的存続を目的とする漁業政策の一面は、掠奪的漁撈防止の手段として、第三に、掠奪的漁撈を導くが如き漁具・漁法の禁止・制限の制定と、漁利の壟斷を結果するが如き特に漁撈力の大なる漁具・漁法を以てする大規模漁業の禁止制限の制定とを必要とする。

禁止・制限せらるべき漁具・漁法は、(一)抱卵期及び未成熟期(未だその種族撈殖に貢獻せざる時又はその利用價值並びに市場價值の低小なる状態にある間)の水

族を必然的に採捕する仕組の漁具・漁法なるか、或は大小種々の水族の一時的盡滅の結果を必然的に招くが如き仕組の漁具・漁法なるか、(二)漁業に於ける共同利益の壟斷を導くが如き特に漁撈力の大きな漁具・漁法なるかである。禁制漁具・漁法の制定もまた水族の永久的保存の見地と、漁業者の共同利益の個人的壟斷防止の見地とに立つ。水族保存の見地に立つ所の漁具・漁法の禁制は、後述の水族自體に關聯する採捕禁制と相表裏する關係に立つ、即ち、間接に利用すべき漁具・漁法の構造種類を規定して、以て採捕せらるべき水族の大きさに制限を加ふるものである。併し乍ら更に一般的に且つ絶對的に禁止せらるゝ漁具・漁法がある。爆發性物品の利用、水族を著しく損傷困憊せしむるが如き漁具の利用、流水池水の排水灌漑による水族の採捕、炬火電火その他の水族を誘致する目的のための燈火手段の利用の如きは、多くの場合、絶對的に禁止せられる。漁業利益壟斷の防止の見地に立つ所の漁具・漁法の禁制は、特殊的禁漁區の制度と相表裏する關係

に立つ。過度の途中採捕は水族保存の目的に反するのみならず、漁業者の共同利益の一部小數者の獨占を導く傾あるが故に、狹隘なる水面に於ける遮斷的漁具の設置、長期に亘る同種漁具の設置は禁制せられる。河川又は狹き灣口等水族の自由なる移動を扼する場所に於ては、その幅員の三分一又は三分二以上に亘る漁具の設置を禁じ、或は屢次設置漁具の撤回を命ぜらるゝことあり、(普通週禁漁期制と適應する)又一定水面に於ける定置漁具の設置にはその漁具數を制限し、或は設置漁具相互間に一定の距離を保たしむることがある。概論的にいへば、釣漁業は自由に許されるが、網漁業のやゝ規模の大きなものは禁制の對象とせられる。

相對的に禁止せらるゝ漁具・漁法を以てする漁業、即ち例へば海洋漁業中にありて一定距離以内の沿海に於ける操業を禁止せらるゝ漁業は、單に水族採捕の方面に於て禁制せらるゝのみならず、漁獲物販賣の方面に於ても一定の制限的干渉を受ける。例へば漁獲物水

揚港、漁獲物販賣市場の指定の如くである。斯かる制限の理由は沿岸小規模漁業者の保護にある、蓋し、漁撈力の大なる漁具・漁法を以てする大規模の漁業者は多量の漁獲物を急速に市場に提供することを得、魚價の一時的變動を招來し、沿岸小規模漁業者の存立を危殆ならしむる弊あるが故に、その水揚港並びに市場を一定規模のものに制限するの必要がある。この種の漁業の多くは、その成立に特に許可を要すとせられる。故にこの種漁業に關する考察は別に漁業許可制度の稿に譲る。

四 採捕對象の大きさ又は重量の制限 國民の漁業的活動に對する制限・禁止の國家的施設は、第四に、漁撈の對象たる水族の大きさ又は重量に關聯する。水界の生産性を維持するには、産卵能力による自然的蕃殖力をして人間の活動のために遮げらるゝことなく可能ならしむること、孵化仔幼水族の産卵可能期までの成長を助成することゝを必要とする。従つて水界生産性維持のための施設は、産卵可能水族の不必要なる過度の破

壞と未成熟水族の顧慮なき採捕とを禁制するにある。

稚魚の破壊は古くより問題となり、その防止のための禁漁もまた古くより行はれ來つた。この見地よりする禁漁手段は先づ直接に個々の種類の水族につきて採捕可能標準の大きさ(又は重量)を決定し、次でこの標準外の水族の採捕を禁止するにある。水族の採捕可能標準の大きさ(又は重量)の決定は、故に、先づ生物學的認識に基き、次で經濟的(即ち水族の大きさによる利用度又は市場價値の)認識に基きてなされねばならぬ。標準の大きさ(又は重量)は通常最小限度に於て決定せられるが、學者或は、産卵能力の特に優れたる點より見て老水族の採捕にも制限を設くべきことを薦めてゐる。

標準の大きさ(又は重量)の決定そのものが直接に採捕禁制の強制を可能とするは、採捕の對象につきて直接的且つ個別的に漁撈するが如き漁業(例へば潜水鮑取漁業)に限られる。又一度採捕したる水族を、標準外の故を以て、水中に放生せしむるは、漁業者の背じ難き負擔たるのみならず、水族の斃死損傷すること等よ

り見て、水族保存上價值大なる禁漁手段とは斷じ難い。従つて標準外の水族の採捕禁止は、間接に漁具（通常は漁網）の構造に關聯する禁漁施設を通じて實現せられる。即ち標準外の水族を採捕する仕組の漁具の使用を禁止すること、例へば網漁業に於ける網目の大きさの制限に於けるが如くである。

標準外の水族採捕の禁制は、斯かる水族の販賣禁止を伴ふことによつて、その目的の實現を期することが出来る。

現實の禁漁施設は、上述の四基本形態の種々なる組合せとなつて成り立てるものである。禁漁施設は多くの場合販賣禁止を伴ふ。個々の禁漁施設を一つの目的によつて全體的の統一あるものと見れば、この全體を稱して禁漁制度といふ。

第四 結 言

水界生産性保持の手段は必ずしも禁漁的施設に限らない。蓋し、水界生産性の低下は必ずしも單一に酷漁

濫獲にのみよるものではなく、他の産業部門の發展の結果たること少しとせず、水界生産性保持の手段はこの方面にも關係しなければならぬ。又消極的に水族の採捕を禁制することなく、積極的に水界生産性を保持又は増進すべき手段も考へられねばならぬ。併し乍ら、未だ水界の生産性を基礎づける諸條件に關する科學的知識とその應用との發達せざる現今、積極的なる水界生産性保持増進の手段が充分なる効果を以て講ぜられざる限りに於て、而も漁撈力の發展に伴ひて漁場面積の擴大する傍ら、一定面積の水界に於ける漁撈の益々集約的ならむとする以上、禁漁制度は、消極的なりと雖も水界生産性保持の手段として存続すべき餘地ありと言はねばならぬ。他方漁業に於ける社會政策的見地、即ち沿岸小規模漁業者を遠洋大規模漁業者による脅威より保護すべしとなす見地よりすれば、國民の漁業的活動の自由在一定の制限を設くることは必要と認められ、この範圍に於ても禁漁制度は存続すべき餘地ありといはねばならぬ。禁漁制度の研究は今後愈々その必要を加ふるであらうと思ふ。